

高知県新型コロナウイルス患者入院医療機関等整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県新型コロナウイルス患者入院医療機関等整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第3条 県は、新型コロナウイルス感染症の発生時に、入院患者に対して必要な病床及び医療資器材を確保し、並びに迅速かつ適切な医療の提供をするため、補助事業者が別表第1及び別表第2に掲げる必要な病床及び医療資器材等を整備する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p><u>なお、令和5年10月1日から令和6年3月31日までについては、令和3年度、令和4年度及び令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は別表第2の「1 補助対象設備」のうち、病棟単位(区画単位含む)による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要となる設備及び別表第2の「(3) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ及びフェイスシールド)」以外を対象外とする。</u></p> <p><u>また、別表第2の「(3) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ及びフェイスシールド)」の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する「対象期間」に限るものとする。</u></p> <p>第4条～第12条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第6号から第11号まで、第8条、第9条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和3年6月21日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和4年5月16日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和5年6月13日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この要綱は、令和5年10月16日から施行し、同月1日から適用する。</u></p> <p>別表第1 (略)</p>	<p style="text-align: center;">高知県新型コロナウイルス患者入院医療機関等整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第3条 県は、新型コロナウイルス感染症の発生時に、入院患者に対して必要な病床及び医療資器材を確保し、並びに迅速かつ適切な医療の提供をするため、補助事業者が別表第1及び別表第2に掲げる必要な病床及び医療資器材等を整備する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第4条～第12条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第6号から第11号まで、第8条、第9条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和3年6月21日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和4年5月16日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和5年6月13日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>別表第1 (略)</p>

新

別表第2 (第3条、第4条関係)

1 補助対象設備	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 対象期間
(1) 初度設備	133,000円(1床当たり) ×知事が必要であると認められた病床数	新型コロナウイルス患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費	新型コロナウイルス患者入院医療機関	令和5年5月8日から令和6年3月31日まで
(2) 人工呼吸器及び付帯する備品	500万円(1台当たり) ×知事が必要であると認められた台数	新型コロナウイルス患者入院医療機関等の設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費	新型コロナウイルス患者入院医療機関及び消防機関(消防機関は(3)のみ補助対象)	
(3) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ及びフェイスシールド) ※令和5年5月8日から同年9月30日までの期間は、新型コロナウイルス患者等の入院のための搬送に使用した個人防護具の廃棄物処理に係る経費も含む。	3,600円(1人当たり) ×知事が必要であると認められた人数分 ※消防機関については、1回の搬送につき4人分を上限とする。	新型コロナウイルス患者入院医療機関等の設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費 ※令和5年5月8日から同年9月30日までの期間の個人防護具の廃棄費用については、委託料を含む。		
(4) 簡易陰圧装置	432万円(1床当たり) ×知事が必要であると認められた病床数			
(5) 簡易ベッド	51,400円(1台当たり) ×知事が必要であると認められた台数			
(6) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品	2,100万円×知事が必要であると認められた台数			
(7) 簡易病室及び付帯する備品	知事が必要であると認められた額			
(8) HEPA フィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)	905,000円(1施設当たり)			
(9) HEPA フィルター付パーテーション	205,000円(1台当たり) ×知事が必要であると認められた台数			

別表第3 (第6条-第8条関係) (略)

旧

別表第2 (第3条、第4条関係)

1 補助対象設備	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 対象期間
(1) 初度設備	133,000円(1床当たり) ×知事が必要であると認められた病床数	新型コロナウイルス患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費	新型コロナウイルス患者入院医療機関	令和5年5月8日から同年9月30日まで
(2) 人工呼吸器及び付帯する備品	500万円(1台当たり) ×知事が必要であると認められた台数	新型コロナウイルス患者入院医療機関等の設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費	新型コロナウイルス患者入院医療機関及び消防機関(消防機関は(3)のみ補助対象)	
(3) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ及びフェイスシールド) ※新型コロナウイルス患者等の入院のための搬送に使用した個人防護具の廃棄物処理に係る経費も含む。	3,600円(1人当たり) ×知事が必要であると認められた人数分 ※消防機関については、1回の搬送につき4人分を上限とする。	新型コロナウイルス患者入院医療機関等の設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費 ※個人防護具の廃棄費用については、委託料を含む。		
(4) 簡易陰圧装置	432万円(1床当たり) ×知事が必要であると認められた病床数			
(5) 簡易ベッド	51,400円(1台当たり) ×知事が必要であると認められた台数			
(6) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品	2,100万円×知事が必要であると認められた台数			
(7) 簡易病室及び付帯する備品	知事が必要であると認められた額			
(8) HEPA フィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)	905,000円(1施設当たり)			
(9) HEPA フィルター付パーテーション	205,000円(1台当たり) ×知事が必要であると認められた台数			

別表第3 (第6条-第8条関係) (略)

